

第 16 章 不法行為

これまで、契約を結ぶことで、債権・債務の関係が生じるということを学びました。
ここで学習する不法行為とは、**契約をしなくても債権・債務の関係が生じる**例の一つです。

1 節 不法行為とは

不法行為とは、たとえば、よそ見をして自転車を運転していて人を跳ねてしまった、ボールを蹴って、うっかり他人の家の窓ガラスを割ってしまったなどの行為を言います。

不法行為・・・**故意**または**過失**により、他人に損害を与える行為

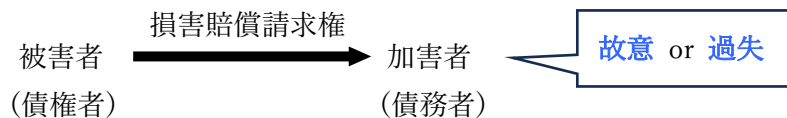
加害者・・・不法行為をした人

被害者・・・不法行為を受けた人

不法行為があった場合、被害者は加害者に対して**損害賠償の請求**ができます。

いいかえると、被害者は加害者に対して**損害賠償請求権**を有することになります。

損害賠償請求権の債権者は「被害者」、債務者は「加害者」ということです。

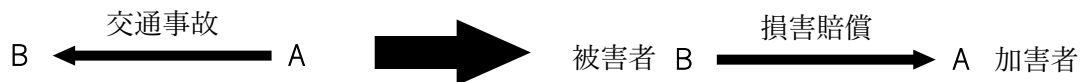


このように、**契約を結んでいないのに債権債務の関係が発生する**のが不法行為の特徴です。

※「損害賠償請求権」を図で書くときは、長いので、略して「損賠」(そんばい)と書くようにします。

事例 1

A は車の運転中、信号無視をして通行人 B をはねた。



A は**信号無視という過失**(ミス)で、B に損害を与えていますので、A の不法行為が成立します。

よって加害者 A は被害者 B に対して損害賠償する責任(損害賠償債務)を負います。いいかえると、被害者 B は加害者 A に対して損害賠償を請求する権利(損害賠償請求権)が生じるということです。この事例でいうと、被害者 B が治療にかかった費用を加害者 A に請求できるということになります。

※相手方に「故意」or「過失」がなければ、損害賠償請求できないということは基本ですが重要です。また、損害賠償請求する際の「故意 or 過失」の事実を立証しなければいけないのは被害者側です。(これを被害者側の立証責任といいます。)

以下、試験に出るポイントを列挙していきます。

① 加害者の損害賠償債務

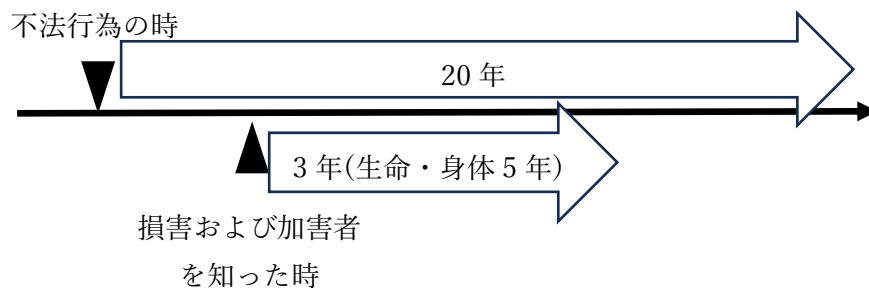
損害発生の時(不法行為の時)から**履行遅滞**となります。

よって、損害発生以降、遅延損害金(延滞金)の請求ができることになります。

② 損害賠償請求権と消滅時効

次の期間、被害者が損害賠償請求をしないと消滅時効にかかります。

- ・ 被害者またはその法定代理人が**損害および加害者を知った時**から **3 年**を経過
 ※人の生命または身体を害する不法行為(交通事故など)の場合は **5 年**に延びる。
- ・ **不法行為の時**から 20 年経過



事例 1 の場合、B は車にはねられていますので、人の生命または身体を害する不法行為に該当し、消滅時効 5 年が適用されます。

【過去に出題されたポイント】

- ・ 損害「**および**」加害者を知った時からです。損害「または」加害者は×。
- ・ 「損害を知った時」とは「損害の発生を**現実に認識した時**」をいいます。
- ・ 不法行為による損害賠償債務の不履行に基づく遅延損害金債権(要するに延滞料)は、不法行為による損害賠償請求権に含まれます。

③ 過失相殺

被害者にも過失があった場合、その分を考慮して、損害賠償額を減額することができます。

事例でいうと、被害者 B が歩きスマホをしていて周りを見ていなかったとき、

B にも落ち度があるので、その分を加害者の損害賠償額を減らそうとできるということです。

④ 損害賠償請求権の相続

不法行為によって**被害者が即死**した場合、相続人は**被害者本人の損害賠償請求権を引き継ぎます**。

また、被害者の父母、配偶者、子は**精神上の苦痛**に対し、

相続とは「**別個**」の**損害賠償請求権(慰謝料の請求権)**を有します。

「損害賠償請求権を相殺することができるか」という論点がありますが、これは相殺のところで詳しくやります。

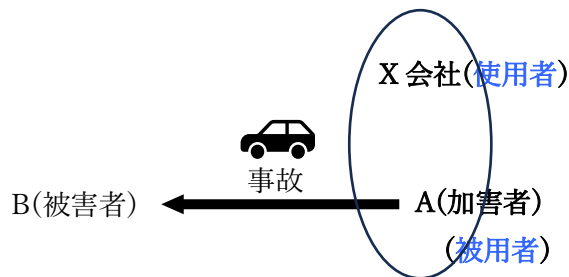
2節 使用者責任

使用者責任（しょうしゃせきにん）

従業員(被用者)が不法行為をしたとき、事業主(使用者)が責任を負うこと。

事例 2

X 運送会社の従業員である A は車の運転中、信号無視をして通行人 B をはねた。

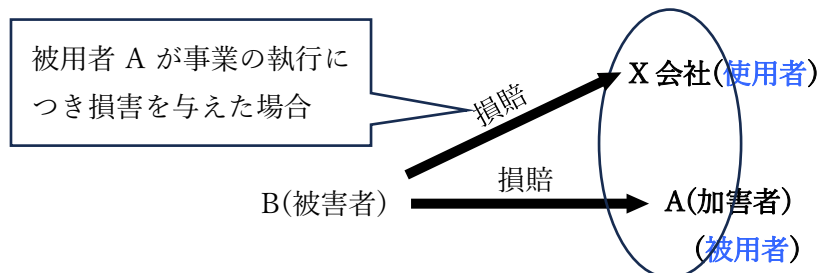


事例 1 と同じように、B は「信号無視」という過失のある A に対して損害賠償請求ができます。

また、使用者は被用者が**事業の執行につき**第三者に加えた損害賠償する責任を負います。

単に A がプライベートのドライブ中に事故を起こした場合は、X 会社は何にも関係ありませんが、X 会社の**社名が入った車**で業務時間外に事故を起こした場合、X 会社に責任が生じるのです。

「事業の執行」かどうかは業務時間中かどうかではなく、あくまで**行為の外見**で判断するということです。



また、どんなときでも使用者責任が認められてしまうと、今度は使用者がかわいそうですから、使用者が被用者の選任および事業の監督について**相当の注意をしていた時**、被害者は使用者に損害賠償請求をすることができなくなります。

もし、使用者が被害者に損害賠償をした場合、

信義則上相当と認められる範囲において**被用者に求償**することができます。

X 会社は「被害者 B に損害賠償を払ったから、お前もいくらか負担してくれ」と A に請求できるということです。このとき、A に**全額請求できるとは限りません**。

逆に、被用者が損害の賠償した時、使用者に対して求償することもできます。

この場合も A は X に**全額請求できるとは限りません**。

3節 共同不法行為

共同不法行為（きょうどうふほうこうい）

複数の者が共同の不法行為によって他人に損害を与えること

数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたとき、

各自が連帯してその損害を賠償する責任を負うことになります。

事例 3

A の運転する車と B の運転する車が、AB 両者の過失により正面衝突し、衝突の反動で A の車が停車していた C の車に衝突した。



A の車が C にぶつかったのだから、C に損害賠償するのは A となりそうですが、AB 両者に過失があるのだから、A と B の**連帯責任**としました。（連帯債務のルールを使うということです）

つまり、事例において加害者 A、B は損害の全額につき連帯して被害者 C に責任を負います。

一方、被害者 C は加害者全員(A と B)に対して、損害の全額を請求できるということです。

【コラム】 不貞行為（いわゆる不倫）

『 A(夫)=B(妻) C(妻の不倫相手) 』というシチュエーションを考えてみましょう。

B の不倫は、他方の配偶者(A)の権利を侵害する不法行為として扱われるため、

A は B に損害賠償請求(慰謝料請求)をすることができます。

また、C が「B が既婚者であること」を知っていた(故意)、または、注意すれば気付けた(過失)とき、A は C に対しても慰謝料請求をすることができます。このとき、B と C の不倫は**共同不法行為**にあたるので、A に対し連帯して損害賠償責任を負うことになります。

4節 工作物責任

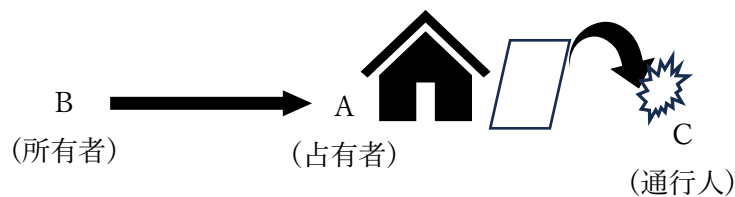
工作物責任(こうさくぶつせきにん)

土地の工作物(建物の壁、塀、看板など)の設置・保存に**瑕疵**があり、第三者に損害を与えたとき、工作物の**占有者**が損害賠償責任を負うこと。

占有者が損害防止のため**必要な注意をしていた場合**は、工作物の**所有者**が損害賠償責任を負います。事例で、具体的な内容を見えます。

事例 4

A は所有者 B の物件を借りて、A 個人のお店を営んでいる。ある日、強風により店舗の看板が倒れて通行人 C と衝突してしまい、それによって C はケガを負ってしまった。



この事例では、店舗の所有者は B、占有者は賃借人である A です。

この場合、A は強風でも看板が倒れないように看板に重りを載せたり、看板を屋内にしまって営業すべきです。

それをせずに、看板が倒れて C が負傷したとなれば、その責任は当然 A がとります。

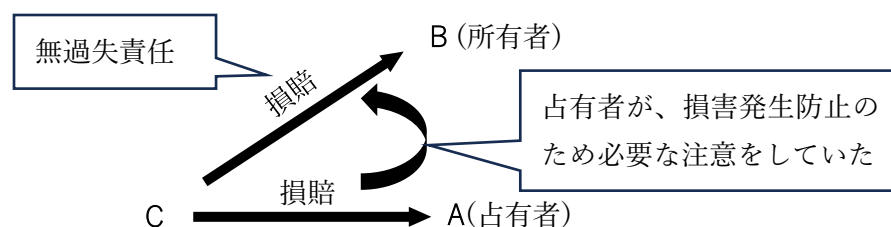
一方、占有者 A が強風でも看板が倒れないよう対策をしていた場合などの

損害発生防止のために必要な注意をしていた場合、占有者 A は被害者 C に対する責任を免れ、その代わりに店舗物件の所有者である B が責任を負います。

このとき所有者 B がいくら対策をしようとしても責任を免れることはできません。

所有者まで責任を免れてしまったら、被害者 C が保護されなくなってしまう。

このように、過失(ミス)がなくとも責任を負わなければいけないことを**無過失責任**といいます。



なお、占有者または所有者が損害賠償をした場合、

損害の原因について**他にその責任を負う者**があるときは、その者に対して求償することができます。

事例でいうと、看板を作った業者に手抜き工事があった場合、その看板業者に求償できるということです。